

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成24年12月21日(金) 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後2時02分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨  
副委員長 桜本 広樹  
委員 臼井 成夫 望月 清賢 清水 武則 保延 実  
久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 仁ノ平尚子

説明のため出席した者

福祉保健部長 三枝 幹男 福祉保健部次長 鈴木 治喜  
福祉保健総務課長 横森 梨枝子 監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 布施 智樹  
国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 篠原 昭彦  
医務課長 田中 俊郎 衛生薬務課長 大久保 正弘 健康増進課長 大澤 英司

教育委員長 小林 久 教育長 瀧田 武彦 教育次長 岩波 輝明  
総務課長 秋山 孝 福利給与課長 堀内 正基 学校施設課長 駒井 和彦  
義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨  
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 近藤 周利  
スポーツ健康課長 相原 正志 全国高校総体推進室長 半田 昭仁  
学術文化財課長 高橋 一郎

議題 (付託案件)

- 第96号 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例制定の件
- 第97号 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例制定の件
- 第98号 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例制定の件
- 第99号 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例制定の件
- 第100号 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例制定の件
- 第101号 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例制定の件
- 第102号 山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例制定の件
- 第103号 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例制定の件
- 第104号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例制定の件
- 第105号 山梨県保護施設に関する基準を定める条例制定の件
- 第106号 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例制定の件
- 第107号 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例制定の件
- 第108号 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例制定の件
- 第109号 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例制定の件
- 第110号 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例制定の件
- 第111号 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例制定の件
- 第112号 山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例制定の件
- 第113号 山梨県福祉ホームに関する基準を定める条例制定の件

- 第114号 山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例制定の件  
 第115号 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例制定の件  
 第122号 山梨県国民健康保険調整交付金条例中改正の件  
 第126号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの  
 第130号 指定管理者の指定の件  
 第133号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて  
 請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて  
 請願第24-11号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて  
 請願第24-12号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出について

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
 請願23-1号、請願24-10号、請願24-11号及び請願24-12号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時3分から午前11時50分まで福祉保健部関係、休憩をはさみ午後1時32分から午後2時2分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第96号 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第97号 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第98号 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例制定の件

質疑

桜本副委員長 特別養護老人ホームの居室定員については、国では4人部屋ということで、多床室は今のところ認めないで、原則、ユニット的なもの、個室的なものということを進めています。これに関して質問しますが、特養の居室タイプの割合というのは、今現在どんな状況になっていますか。

布施長寿社会課長 タイプ別でございますけれども、今まとめております今年の24年4月1日現在でございますと、全体は3,967人分、それを100%としますと、多床室が2,430人分で61.3%、それから、ユニット型個室が1,415人分、35.7%、それから、従来型個室と申しまして、ユニットケアではございませんが個室タイプのものが122人分、3.1%という状況でございます。

桜本副委員長 まだ山梨県においては多床室が6割ということですが、国ではユニット型個室をまだ整備をしている。入居者にとっては、個室というのは快適性があり、プライバシーが守られるというような利点もありますけれども、料金の点で若干高くなるというようなことから、経済的に多床室に入居したいという人がいるということも聞いております。現状では、多床室に対する要望が多いのか、あるいはユニット個室が多いのか。需要的にはどうなんでしょうか。

布施長寿社会課長 先ほどのものに対する申し込み状況ということでございますけれども、ちょうど、平成22年の新しく申し込みのあった方につきまして調査をしたところでございます。その状況を見ますと、平成22年4月から1年間、新しく特養への申し込みを行った方は5,558人いらっしゃいました。その申し込み先の内訳でございますけれども、従来型施設への申し込みが3,873人、それから、ユニット型施設の申し込みが1,685人ございました。先ほど申し上げました居室のタイプで比較して見ますと、従来型の施設の場合1.5倍、ユニット型で1.4倍という数字になっておりまして、ほぼ同じような状況ではございます。

桜本副委員長 今後ますます高齢化が進みながら、こういった施設の待機者がますますふえる状況は続くかと思いますが、やはり経済的な状況にも左右される部分をこれからも当然注視しなければなりません。そんな中で本県では多床室を認める独自基準が、知事が必要と認める場合ということで出ているのですが、どのような状況を想定しているのか。これは後に出てくる指定介護老人福祉施設についてもやはりこの部分と同じことになるのですが、その辺のことも含めてお答えください。

布施長寿社会課長 具体的な想定としまして、大きく2つの状況を想定しています。1つは、現存する施設の状況からいきますと、多床室の施設をユニット型に改築していただいている状況でございます。そういう場合に、現在入居されている方につきまして、低所得のためにユニット型個室を利用できなくなるというようなことは避けていかなければなりませんので、一部を多床室として整備することを認めていくような事例。これにつきましては、現状でも3割まで状況を判断させていただくような運用をしているところでございます。

それから、将来に向けまして、委員御指摘のように、一層の高齢化の進展、経済

状況の悪化等も懸念されるところでございますけれども、そういう中で、将来的に多床室へのニーズが大変高まってきまして、特養の整備を多床室で行いたいという地域の実情を反映した、保険者であります市町村の意見等が提出されたような場合が検討の対象になろうかと想定しております。

いずれにいたしましても、将来にわたり、低所得者の方への対応など高齢者の実情を十分配慮できるよう、独自基準を定めさせていただこうとするものでございます。

桜本副委員長 29人以下の地域密着型といったものは市町村が、そして、それ以上の大規模なものは県が所管するような、人数的な判断基準でよろしいわけですね。

布施長寿社会課長 地域密着型の介護保険法上の指定につきましては市町村が行いますので、その定員の基準につきましても改めて市町村の条例で規定されることとなりますけれども、現在、山梨県全体としましてユニット型を進めていくということで、市町村も推進をしていただいているところであります。後の介護保険法のほうに関係してきますが、30人以上のところにつきましては当然、県の指定になってきますが、先ほど御説明をさせていただいたような状況を十分加味する中で対応できるように、ここでまた規定させていただくというところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第99号 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第100号 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第101号 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第102号 山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第104号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第105号 山梨県保護施設に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第107号 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第108号 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第109号 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第111号 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第112号 山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第113号 山梨県福祉ホームに関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第114号 山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第115号 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例制定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第122号 山梨県国民健康保険調整交付金条例中改正の件

質疑

桜本副委員長 この普通調整交付金の中で、県内の市町村間の格差はどのくらい生じているのでしょうか。

小澤国保援護課長 先ほどもちょっと御説明したんですけれども、確かに普通調整交付金は市町村格差等を調整するために交付しなさいということになっているのですが、実は平成17年度に県の調整交付金が制度化された折に、国のほうでガイドラインを出しております。そのガイドラインでは、市町村の意見をよく聞いてから条例制定しなさいという話がありました。

なぜかと申しますと、この説明図にはなかったんですけれども、平成17年度に

法改正されたときには、それまで、国の調整交付金が10%で、国の定率負担金が40%でした。その40%の中の6%を県の調整交付金にして、国の調整交付金の10%の中の1%を県の特別調整交付金に変えたという経緯がございます。これをガイドラインで、県の調整交付金6%分についてどのようにするか、市町村からよく意見を聞いて決めなさいということがございました。市町村の意見を聞いたところ、格差とかいろいろ考えないで、従来どおり定率で交付してもらいたいということがございましたので、県のほうでもその意見を尊重して検討しまして、県の普通調整交付金は定率で交付するというにしました。格差が確かに生じているんでしょうけれども、それは考えないで、従来どおり定率で交付するというにいたしました。

桜本副委員長 格差が例えば上積みで1%ずつという、その部分である程度平らにしているということですが、格差が生じる市町村の実情というのは、どんなものから格差が生まれるのですか。

小澤国保援護課長 先ほどちょっと答弁を漏らしてしまったんですけども、国の調整交付金で格差というのはかなり埋めております。私どもでは試算しなかったんですけども、ある県で試算したところ、国の調整交付金で格差を調整してしまっているの、県が調整する必要がないというところもございまして、そういう御意見もございます。なぜ格差が生じているかと申しますと、例えば市町村の、人口もございましてけれども、年齢構成とか、医療資源の整備状況、それらによりまして医療費が大きかったり小さかったりするわけです。それを国のほうでいろいろな措置を使って、国の普通調整交付金で格差をかなり調整しているという現状がございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第126号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(育精福祉センター成人寮の指定管理について)

桜本副委員長 福4の育精福祉センター成人寮の指定管理ということですが、この育精福祉センターの成人寮は、重度の知的障害者の支援を行う施設ということで、この施設を指定管理にする県のメリットはどんな点があるのでしょうか。

篠原障害福祉課長 最近、県内でも重度の知的障害者の入所等の支援を行う民間の福祉施設もふえてまいりました。こういう状況を踏まえて、施設運営におきまして、民間法人のすぐれた処遇のノウハウや、そういった経験も蓄積されていると考えております。民間の社会福祉施設もそういう状況になっております。県立の育精福祉センターの成人寮に指定管理者制度を導入することによりまして、それら民間の福祉施設、民間法人のノウハウや経験をこの県立施設の運営に生かしていきたい。それで、サー

ビス水準を上げていきたい。また、さらなる柔軟かつ効率的な施設運営というものも大いに期待しているところでございます。それらが育精福祉センターの成人寮に指定管理者制度を導入するメリットと考えております。

桜本副委員長 このことについて、成人寮に住んでいる方々も含めて、保護者会というか、家族に対しては、今までどのような対応をしてきましたか。

篠原障害福祉課長 これまで指定管理者の導入に向けまして、私どもと保護者会の皆様と何度となく意見交換を進めてまいりました。また、近隣の、例えば神奈川県に既に指定管理に移行しております最重度の知的障害者の方の入所施設を実際に見学して、入所されている方の保護者、あるいはその指定管理に当たっている法人の方から直接お話を伺うなど見聞を広めまして、指定管理の制度を理解していただくとともに、実際現場でどのような状況になっているのかを実見していただくなどの努力を私どもと一緒に重ねました。また、保護者会として考えていくことを御意見として頂戴いたしまして、そういうものも指定管理者導入後の施設経営に反映できるような手立てを今回講じたところでございます。

桜本副委員長 指定管理者ということになれば、今いる職員の処遇というか扱いはどうなりますか。どんなところに配属していくのかといった目安等も出ているのでしょうか。

篠原障害福祉課長 現在、育精福祉センターの成人寮で業務に当たっております県職員につきましては、今後の人事の配置を検討する中で、必要な施設に配置を進めていくということになると考えております。

桜本副委員長 それでは、指定管理者が決まり次第、職員はそこから全部手を引くということでしょうか。

篠原障害福祉課長 最重度の知的障害者が入所している施設のため、一人一人とマンツーマンで介護に当たっているという状況がございます。その処遇の継続性、ノウハウの伝承というようなことが非常に重要になってまいります。それで、先ほども触れた神奈川の施設でもそうですが、全国的にも、指定管理者制度へ移行したときに、移行後何年間かは県の職員をその施設に残しまして、先ほど申し上げました処遇の継続性あるいはノウハウの伝承のために、民間法人の職員と一緒にやって施設の運営に当たるということを考えております。ただし、3年間のうちに限定させていただきまして、順次、県の職員を年度ごとに減らしていきたいと考えております。

桜本副委員長 では、この指定管理料3,731万円余については、残る職員の給与の上積み等も入っているのか。あるいは残る職員については直接県が給与を支払っているのか。この指定管理料の中にどの部分が含まれるのでしょうか。

篠原障害福祉課長 指定管理料につきましては、県の職員の給与の関係はございません。この後の指定管理者の同意をいただく案件のほうで説明をさせていただくつもりなのですが、県職員を派遣する最中には、法律、条例に基づきまして、そのルールにのっとりまして給与の支払いを行います。具体的には県が基本給部分などの支出をさせていただきます。

そうしますと、計算をしていくと、その分だけ法人のほうに全体の収入と支出を考えたときに、本来人件費として支弁すべきを県が支出しているという部分が生じますので、その部分だけ収支で黒字になるという計算が成り立ちます。その部分に

については、法人の努力によって出た黒字ではございませんので、県のほうへ返していただく格好になります。

ただし、その期間、3年が経過いたしますと、最重度の施設であるということもありまして、普通の施設よりも職員配置が濃密になると思います。どう計算しましても、法律で規定された障害報酬では運営を賄い切れずに赤字が生じてしまいます。その分を2年間、指定管理期間の4年目と5年目にわたりまして、あわせて3,700万円余りを県のほうから委託料ということで支出をさせていただきたいということでございます。

(災害時要援護者支援台帳整備事業費について)

安本委員

福7ページの健康増進課の特定疾患対策費の災害時要援護者支援台帳整備事業費の減額補正の件でお伺いします。最初に、災害時の要援護者の支援台帳整備というのは、所管はどこでまとめられているのでしょうか。

大澤健康増進課長 災害のときの一義的な要援護者は市町村が担当しますが、難治性疾患や複雑困難なケースを調整する場合は、県と連携しながら支援するというようなコンセプトになっています。

安本委員

特定疾患のところは県の健康増進課でまとめられて、それが地域へ生かされていくということだと思いますけれども、先ほど、減額される理由の中で途中退職というふうに言われましたが、減額補正をされるということは、この後、行わないということなのか。本来なら残して、途中退職された方のかわりを、まただれか採用して、事業を最後までやられるのが普通かなと思ったんですけれども、台帳整備の事業は終わったということによろしいのでしょうか。

大澤健康増進課長 御指摘のとおりで、大方の必要となる患者さんの台帳等のところは終わっているということです。あとのフォローは、現存の職員等で対応していると聞いております。

討論

なし

採決

全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第133号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(介護職員養成支援事業費について)

桜本副委員長

雇用を創出することで緊急性が非常に高い事業の中で、産業界でも介護人材の不足というようなことが叫ばれているわけですが、ヘルパー2級の資格を取得する取り組みということで、今、業者に委託するという説明をいただきました。まず、おおむねこの2年間に何人の雇用の創出を図ろうとしているのか。それは常勤換算で出しているのか、あるいは非常勤換算でも出しているのか。その人数あるいは金額の根拠を示していただけませんか。

布施長寿社会課長 今回お願いしております金額の今の人数的な根拠でございますけれども、先ほ

ど御説明しましたように、平成22年、23年からやっております、そのところで実際に各事業者におきまして雇用してきた数が約70人から80人というところでございます。実際その中で、その後の継続した雇用にもつながっているところが、平成23年では70%を超えるような数字になっています。そういうふうにも有効に使われておりますので、今回は人数を倍ぐらいにしたいと考えておまして、130人から140人を見込んでおるところでございます。

人件費の基準につきましては、月の給与にしまして、これまで介護雇用プログラムで積算をさせていただいております基準としましては、当時から各事業所の状況を見まして17万6,000円というベースの月額を予算上、積ませていただいております。それを積み上げていきますと、2億6,000万円余という数字になっています。

桜本副委員長　これは前回においても70%ということで、委託ということではあるのですが、どの時点からのスタートになるんですか。要するに、17万6,000円の発生時期はいつですか。

布施長寿社会課長　委託で人材派遣会社に委託しようとする場合につきましては、派遣法の関係もございまして、基本的に6カ月が職員紹介をしながらできる期間でございます。17万6,000円といえますのは、雇用契約が成り立ったところの月額で考えております。

討論　なし

採決　全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第130号　指定管理者の指定の件

質疑　なし

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第24-10号　重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて

意見　（「継続審査」との声あり）

討論　なし

採決　全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第24-12号　妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出について

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 教育委員会関係

※第126号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(文化財保護調査費について)

桜本副委員長 教5、学術文化財課の緊急雇用に関してですが、そもそもこの発掘調査報告書というものは、今までどのぐらい保存されて、どのぐらい発行されているのか。ボリュームについて説明をしていただけますか。

高橋学術文化財課長 委員のお尋ねの発掘調査報告書の刊行状況等でございますけれども、発掘調査報告書は、貴重な地域の歴史を記録して後世へ継承するため、各種開発事業に伴いまして、県の埋蔵文化財センターが調査した遺跡の内容や歴史などに関して取りまとめられた報告書でございます。

県教育委員会では、これまで約330冊、年間にすると平均10冊程度の発掘調査報告書を発行しておりまして、これらについては県立図書館や県の埋蔵文化財センター等において保存されております。

桜本副委員長 紙ベースということになりますと、いずれ限界はあると思いますが、これからどの程度過去にさかのぼってやられていくのか。また、この緊急雇用が終わった後もこういったことは作業としては続けていくのか、見通しもあわせて御説明ください。

高橋学術文化財課長 今回の事業においては、昭和59年から——昭和59年といいますのは、昭和57年に県の埋蔵文化財センターができたころの時期でございますけれども、それから平成16年にかけての各種開発事業に伴って、県埋蔵文化財センターが刊行した発掘調査報告書約200冊になりますけれども、それらについての電子データ化を行い、インターネット上で公開するものでございます。

平成17年以降のものにつきましては、業者が印刷刊行物をつくる際に電子データを既に提供してくれております。それらについては実は先月から既にホームページにおいて公開を行っておりまして、まだ1カ月たっておりませんが、1,000件ほどのアクセスを得ているところでございます。今回この緊急雇用創出事業で、一連の昭和59年から平成16年の資料を電子データ化すれば、それらとあわせてインターネット等で公開していくという予定でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第133号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(食材検査技術習得支援事業について)

桜本副委員長 緊急雇用の部分ですが、技術取得支援ということで、この技術の取得というもの

は、限られたメーカーのやり方なんですか。例えば今、山梨県で測定器を幾つか買い増しをしていますが、その機器に関する技術の習得なのか、あるいは全般的なものなのか、御説明ください。

相原スポーツ健康課長 この緊急雇用創出事業につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金が財源になっておりまして、この趣旨につきましては、教育研究分野など11分野に限られております。その分野を重点的に緊急雇用を創出していこうという考え方のもとに事業が組み立てられております。

桜本副委員長 放射線を測定する、この習得技術に対しては、決められたメーカーの技術なのかどうかという質問です。

相原スポーツ健康課長 その機械に関してだけでございます。

桜本副委員長 習得技術というのは、そのメーカーの検査技術者の養成コースに入ってから、どの辺のレベルの話なんですか。

相原スポーツ健康課長 特に養成レベルということではなくて、今回の検査を実際に行っていただくことによって、その検査技術を検査を行う実務の中で習得していくという考え方です。

桜本副委員長 そういった方式であれば、そのメーカーの方に委託をすればいいものではないですか。わざわざそのメーカーに、人を雇用して送って技術を習得させて、その人を雇用するという、ちょっと無理やりの感じがします。

相原スポーツ健康課長 今回のこの雇用創出事業が、失業者に職を与えるという考え方のもので、そういう点からすると、県が委託事業という事業を、仕事をわざわざつくって、それを民間にやらせることによって、民間が新たに人を雇うということを目的とした事業になっています。

桜本副委員長 そういう考え方だと、初めに導入した機器、機材ありきということで、臨時雇用の創出の仕方にしても、広い範囲ではなくて、限定された範囲の中で緊急雇用を求めているようなことになりませんか。

相原スポーツ健康課長 今回、失業対策、雇用創出対策ということで、実務の中で習得していけば、その習得した技術が、例えば短期的な雇用ではなくて、長期的な雇用に結びついていくということもあります。さらに、いろいろな分野から、仕事にあぶれた方々がその職に新たにつくという意味では、広く雇用を創出できるということになるのではないかと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第24-11号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 (財団法人山梨県体育協会の補助金過剰受給について)

桜本副委員長 県の体育協会の件ですが、現地調査に赴き、日にちも経過をしました。それぞれの担当の方の意見集約というようなことで資料もいただき、十分読ませていただきました。

その中で、県として第三者委員会の設置ということもお聞きしています。その後、この教育厚生委員会にも情報として流れてきてははませんが、これからの方向性が今時点で決まっているのでしょうか。あるいは、検討しているのでしょうか。

相原スポーツ健康課長 先月11月26日に現地調査を行い、その後11月29日に県体育協会の評議員会が開催されました。その際に、今までの調査の経過、それから、調査がまだ十分行われていない部分について、今後こういうことで進めていきたいという説明をした中で、金額の部分につきましてはある程度確定ができたということで、補助金返納のための補正予算案を審査していただいたわけですが、その中でまだ調査が十分なされていない部分があるということで、それが完了するまで補正予算案の審議は保留にするほうがいいのではないかという意見が出ました。

その後、それを受けまして、県体育協会のほうでは、十分調査がなされていないということなので、さらに調査の進展と県民へのさらなる透明性を高めるために、第三者委員会を設置し、外部の専門的な経験を持たれる方々の意見を聞きながら調査を進めていくべきだと判断し、12月13日に第1回の第三者委員会を開催したところでございます。

その趣旨は、今まで県体育協会が調査を行ってきたわけですが、そういう調査のやり方も踏まえ、検証していただきながら、調査が進んでいないという御指摘を受けて、さらに原因究明をしていただく。それから、再発防止策もしくは県民から信頼を得られるような方策につきまして、報告書としてまとめてほしいという話を第三者委員会にはしております。13日の第1回の委員会におきましては、委員長を弁護士の先生にお願いするとともに、今までの調査経過につきまして御説明しながら、今後の調査方針について話し合っていたところで

ございます。

桜本副委員長 12月議会も来週閉会になります。次は2月議会ということですが、県の担当者も異動する可能性もある、あるいは、体育協会も異動するケースもある、我々も常任委員会の構成が変わってしまうので、はっきりした決着をつけなければならぬ時期も来るかと思えます。その辺のスケジュールについて、今後の方針をどう考えていますか。

相原スポーツ健康課長 第三者委員会にお諮りした中では、一応どの程度をめどに報告書を出していただくかということも話し合っていたきまして、2月の中旬までに報告書をまとめ、それまでに調査を完了していただくという話をしております。

桜本副委員長 それでは、2月の中旬までに第三者委員会のほうで県に報告書を上げる。その報告書に基づいて、県のほうから我々の委員会にその内容を出していただけるということですか。

相原スポーツ健康課長 今の桜本委員のお話でございますけれども、調査報告書につきましては、体育協会の第三者委員会ということになりますので、体育協会に調査報告書が出され、それに基づきまして、例えば職員の関係の責任の問題等の手続をとる中で、ある程度完了したところでこちらのほうに御報告がいただけるものと考えております。2月の中旬には教育厚生委員会への報告は無理でございますが、その後、そういう手続を経た上で報告ができると思っております。

桜本副委員長 今の認識でいくと、第三者委員会から上げられた体育協会に対する報告ということですね。そしてそれに伴って、体育協会から県に報告が行く。またそれをもって、この議会に報告をするということでしょうか。

そうであれば、この委員会でもそれをもって決着をつけるのか。あるいは、それに基づいて納得できるような報告になっているのか調査をするのか。どんなスケジュールになりますか。

土橋委員長 どのような状況になるかということで、それをよく見定めた中で進めていきたいと思えます。委員長に一任ということによろしいでしょうか。

桜本副委員長 はい。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を2月上旬に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・10月31日に実施した県内調査、11月26日に実施した意見交換会・県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 土橋 亨